

鳥取市議会建設水道委員会会議録

会議年月日	令和3年6月24日（木曜日）		
開 会	午前9時57分	閉 会	午後11時45分
場 所	市役所本庁舎7階 第2委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 雲坂 衛 副委員長 勝田 鮮二 委 員 荻野 正己 前田 伸一 岡田 信俊 太田 縁 山田 延孝 吉田 博幸		
欠席委員	なし		
委員外議員	金田 靖典		
事務局職員	局長補佐 米田亜希子 議事係主事 田中 真一		
出席説明員	【都市整備部】 都市整備部長 岡 和弘 次長兼都市企画課長 永井 利幸 都市企画課課長補佐 増田 泰則 交通政策課長 小森 毅彦 交通政策課課長補佐 筒井 真二 中心市街地整備課長 有本 公博 中心市街地整備課課長補佐 雁長 徹 次長兼都市環境課長 稲千 典史 都市環境課課長補佐 藪下 昇 道 路 課 長 田村 温 道路課課長補佐 田中 和人 次長兼建築指導課長 尾坂 和昭 建築指導課課長補佐 森田 健 建築住宅課長 太田 忠孝 建築住宅課課長補佐 大角真一郎 建築住宅課課長補佐 山崎 修 鳥取南地域工事事務所長 長石 良幸 次長兼鳥取西地域工事事務所長 牧野 隆史		
傍 聴 者	10人		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前9時57分 開会

【都市整備部】

◆雲坂 衛委員長 皆様、おはようございます。定刻より少し早いですが、おそろいなので、ただいまから建設水道委員会を開催いたします。

まず、本日の日程でございますが、都市整備部の審査、報告を行いますので、よろしく願います。

まず初めに、岡都市整備部長に御挨拶いただいた後、審査に入りたいと思います。はい、岡部長。

○岡 和弘都市整備部長 おはようございます。都市整備部長の岡です。昨日で一般質問が終わりまして、今日が委員会ということで、議会、議場に出て、初めて体験させてもらったんですけども、意外に出番が多くて、緊張する間もなくというか、ばたばた何とかこなしたかなと思つとるところです。それで、一般質問を通して初めて聞かせてもらったようなものでして、いろいろ勉強になるなと思つたところです。

今日は、先週説明させていただきました補正と、屋外広告物条例の改正の審議をお願いしますし、また、その他として、道路課のほうでシステムを開発してました、一般市民からの道路の陥没等の通報システム、これが7月末に運用できるようになりましたので、その報告をさせていただきます。どうぞよろしくをお願いします。

議案第79号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分(質疑・討論・採決)

◆雲坂 衛委員長 それでは、議案第79号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分は、先日の委員会において、執行部より説明を受けております。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次御発言ください。はい、荻野委員。

◆荻野正己委員 事業別……。

◆雲坂 衛委員長 マイク。

◆荻野正己委員 事業別概要35ページの下段ですね、移動等円滑化促進事業費。これについて、ちょっと二、三お聞きしたいなというふうに思います。1つ、鳥取市移動等円滑化協議会、開催の報償費と需用費とこうあるんですが、その積算根拠にも関わるんですが、いつぐらいから予定されてて、メンバーはどのような人、あるいは、何人ぐらい予定されてるか、それで何回予定されてるか、その辺のことがちょっと分かればと。この間、説明があつたかも分かりませんが、ちょっと記憶にないんで、ごめんなさい。教えてほしいなというふうに思います。

◆雲坂 衛委員長 はい、永井次長。

○永井利幸次長兼都市企画課長 都市企画課、永井でございます。移動等円滑化協議会の、いつ頃開始して、メンバーをどの程度考えているのかといった御質問であつたというところですけども、こちらのほう、いつ頃開始するかにつきましては、まだ議案が通ってない段階ですので、今準備のほうは進めているところですけども、できるだけ早く、協議会のほうを開催したいというふうに考えております。

メンバーにつきましては、予算のほうにつきましては、15名、報酬7,000円といったところで、予算計上させていただいたところでございますけれども、メンバーの数につきましては、これから少し詳細に協議をいたしまして、メンバーの数のほうを決めていきたいというふうに考えているところでございます。あと、メンバーの内容につきましては、高齢者、障がい者の団体、子育て支援団体、施設管理者、あと、学識経験者など、様々な方の参画を考えているところでございます。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 はい、荻野委員。

◆荻野正己委員 回数はどのぐらい。

◆雲坂 衛委員長 永井次長。

○永井利幸次長兼都市企画課長 都市企画課、永井でございます。回数の方は、予算上3回を
考えてるところでございますけれども、進捗状況に応じまして、回数の方、その辺りも調整
していきたいというふうに考えてるところでございます。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 はい。今のこの移動等円滑化促進事業費についてですけども、このバリアフリ
ー法、この前の説明で、資料2の3ページに書いてあるんですけども、この法律がどういうふ
うに、どういった部分が改正されたことによって、市町村が、このマスタープラン・基本構想
の作成に取り組む必要が生じたのか、ちょっとまず、その点、確認させてください。

◆雲坂 衛委員長 はい、永井次長。

○永井利幸次長兼都市企画課長 はい。都市企画課、永井でございます。この法律は、平成 30
年の5月、バリアフリー法の改正によりまして、移動等円滑化促進方針、マスタープランと言
われるものでございますけれども、こちらのほうが、生活関連施設が集積し、その間の移動が
通常徒歩で行われる地区を移動等円滑化促進地区と定め、生活関連施設及び生活関連経路に係
る方針を示すといったようなところの法律でございますけれども、こちらのマスタープラン、
基本構想の作成が、市町村の努力義務とされたといったようなところがございます。以上でご
ざいます。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 法律で市町村の努力義務が明記されたんだといったお話がありましたけども、
鳥取市にとって、この移動等円滑化促進方針なり、この基本構想の作成の必要性っていいま
すか、これについての認識っていうのはどうなのでしょう。これまで、今の実態がこういった
状況なので、障がい者、また高齢者の方、また子育て世代もあると思うんですけども、この方
たちの移動を、今の実態がこうなので、こういうふうにしたいといったところがあって、この
マスタープランなり、基本構想の作成に取り組むってということなのか、鳥取市の実態と併せて
お聞きしたいと思います。

◆雲坂 衛委員長 はい、永井次長。

○永井利幸次長兼都市企画課長 はい。今回のマスタープランでございますけれども、法の改正
がございまして、地域におけるバリアフリー化を図るためには、やはりハード面といったとこ
ろもございますけれども、地域住民のバリアフリーに関する理解であるとか、協力確保を行う
ことによって、いわゆる心のバリアフリーといったものを促進する必要があるといったことが
考えられております。ソフト対策としても重要なマスタープランについて記載するということ
でございますので、その辺りもしっかりとやっていきたいというふうに考えてるところでござい
ます。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 ということになります、今の答弁だと、鳥取市も、これまでいろんな点字ブロ
ックの点検であるとか、いろんなことをされていらっしゃると思うんですけども、このハードの
整備、これが、このマスタープランなり、基本構想の作成に取り組むことで一歩前進するの
かお聞きしたいと思えますし、先ほど、ソフト面での心のバリアフリーといったところを明記す

るということで、ソフト面での向上っていうのは分かったんですけども、このハード面での取組っていうのは、進んでいくことになるんでしょうか。

◆雲坂 衛委員長 はい、永井次長。

○永井利幸次長兼都市企画課長 はい。これからのことではございますけれども、このマスタープランをつくった後に基本構想をつくって、具体的にその現状を把握した上で、バリアフリー化を図っていくということでございますので、今以上に進んでいくというふうに考えております。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 分かりました。ハード面でも進んでいくんだというふうな答弁だったと思います。

次に、今回の事業費ですけども、マスタープランと基本構想を同時並行で策定していくというように、この文面を読むと読み取れるんですけども、このマスタープランと基本構想、どういった違いがあるのかよく分からないので、この内容を教えていただきたいと思ひますし、このマスタープランと基本構想との関係、どういった関係なのか、この辺りをお伺いしたいと思います。

◆雲坂 衛委員長 はい、永井次長。

○永井利幸次長兼都市企画課長 都市企画課、永井でございます。今回の予算計上につきましては、マスタープランの作成、こちらのほうを、今年、来年度かけまして実施するといったものでございまして、今年度分のマスタープランに係る予算を計上させていただきとるところでございます。

また、マスタープランと基本構想の違いといったところでございますけれども、マスタープランにつきましては、市全体の大きな考え方、そちらのほうを示すといったようなものでございまして、基本構想につきましては、もう少し絞った形、具体的な場所であったり、建物であったり、道であったりといったような、マスタープランに基づいて、さらに具体化された構想を立てるといったような違いがあるといったこととなります。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 はい。令和3年度と令和4年度でマスタープランを作成し、基本構想については、いつ頃を予定されてるんでしょうか。

◆雲坂 衛委員長 はい。永井次長。

○永井利幸次長兼都市企画課長 はい。都市企画課、永井でございます。マスタープラン作成、今年度、来年度かけて作成させていただきまして、その結果を受けまして、令和5年度以降、基本構想についても作成させていただくといった流れになるというふうに、今考えとるところでございます。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 はい。この下の、この3ページの下の方の中に、移動等円滑化促進地区というもの、重点整備地区という2パターンあると思うんですけども、この違いというのはどういったものになりますか。

◆雲坂 衛委員長 はい、永井次長。

○永井利幸次長兼都市企画課長 都市企画課、永井でございます。こちらの図に示されております移動等円滑化促進地区、これは、大きい地区、いわゆるマスタープランで作成する地区を想定しております。その後、基本構想に入って、具体的な施策を実施するといった場合に、この重点整備地区、こちらのほうを設けまして、具体的な事業を実施していくといった図になっております。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 はい。分かりました。それで、先ほどの協議会ともちょっと絡むんかも分かりませんが、特に、そのソフト面の心のバリアフリーであるとかいうものは、福祉部局との連携というのが必要ではないかなと思うんですけども、都市整備部と福祉部局との連携っていうのは、どういうふうに図られて、このマスタープランの策定に臨まれるのかお伺いいたします。

◆雲坂 衛委員長 はい、永井次長。

○永井利幸次長兼都市企画課長 はい。都市企画課、永井でございます。この事業につきましては、関係する機関、かなり多くあるかというふうに考えております。内部の中に組織のほうを持ちまして、その中でも、いろいろ連携を保ちながら実施していきたいというふうに考えてるところでございます。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 ここには、高齢者、障がい者等々の移動というふうに書いてあるんですけども、実は、議会報告会・意見交換会というのを今年行うことになっておりまして、子育てをしやすいまちづくりといったことをテーマに、会を開催する運びにしてるんですけども、子育て世代の方々、妊婦さんだとか、子供連れの方だとか、そうした方の観点も、このマスタープランには必要ではないかなと思うんですけども、その辺の考え方はいかがでしょうか。

◆雲坂 衛委員長 はい、永井次長。

○永井利幸次長兼都市企画課長 都市企画課、永井でございます。この協議会におきましては、子育ての支援団体の方、こういった方にも入っていただきながら、妊娠されてる方であるとか、あと子供さんであるとかいったような方の意見も反映されるよう、子育ての支援団体のほうの方にも入っていただいて、対応しようかというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

◆前田伸一委員 はい。分かりました。いいです、はい。

◆雲坂 衛委員長 では、関連してありますか。はい、太田委員。

◆太田 縁委員 はい、太田です。関連して、質問しようと思います。先ほどから、協議会ということで、15名ぐらいを予定されているっていうことですが、施設の管理者等というふうにおっしゃっていましたが、例えば、県であるとか、国であるとかの施設も、鳥取市には非常に多くございます。県と市、そして、国との連携、それからJRとかですね、そういった公共団体との連携は、どのように考えておられるのかお伺いします。

◆雲坂 衛委員長 はい、永井次長。

○永井利幸次長兼都市企画課長 はい。都市企画課、永井でございます。施設管理者、先ほど、委員からも言われるように、いろいろな団体でございます。施設管理者といたしましては、国・県等についても加入していただきまして、あと、交通機関につきましても、できる範囲で加入していただき、幅広い関係者の方で協議会のほうを設置しようというふうに考えてるところでございます。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 はい、太田委員。

◆太田 縁委員 はい。ぜひ連携を取って、しっかり取り組んでいただきたいと思います。このたび、主幹省庁が文科省が入ったということで、やはり、先ほど前田委員のほうからありましたけれども、心のバリアフリーということが非常に重要になってくると思います。ハードの整備というのは、やはり限界があるので、この心のバリアフリーということが重要になってくると思います。先ほど、庁内でしっかり組織をつくって行っていかれるということですが、学校現場等、教育の現場でもしっかり取り組んでいただきたいと思います。そのように努力をしていただきたいと思いますが、学校等、文科、いわゆる教育委員会との連携を、どのように考えておられるか、重ねてお伺いします。

◆雲坂 衛委員長 はい、永井次長。

○永井利幸次長兼都市企画課長 都市企画課、永井でございます。今回、やはり心のバリアフリーといった観点が入っておりますので、当然に教育委員会とも連携を取りながら、実施していきたいというふうに考えております。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 はい、太田委員。

◆太田 縁委員 はい。しっかり現場の意見も、学校、小学校・中学校、そして、保育園等の現場の意見もしっかり聞いていただき、庁内の連携を図っていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

◆雲坂 衛委員長 この件に関連してありますか。吉田委員。

◆吉田博幸委員 はい。点線で囲ってありますな、説明資料で。これは3ページか。これは決まりつつあること。まだそのほかにも、その区域の中に入れていただきたいようなところつつうのはないんですか。これは一方的に決められた。

◆雲坂 衛委員長 はい、永井次長。

○永井利幸次長兼都市企画課長 都市企画課、永井でございます。この点々で囲んだのは、これは、例でございます。

◆吉田博幸委員 例、ああ、そうですか。

○永井利幸次長兼都市企画課長 これからこういったことを決めていくといったことになるというところでございます。以上でございます。

◆吉田博幸委員 はい、分かりました。

◆雲坂 衛委員長 はい。そのほか、委員の皆様から質疑等がありますでしょうか。

◆前田伸一委員 関連ということで。別の。

◆雲坂 衛委員長 どちらでも。

◆前田伸一委員 はい、いいですか。じゃあ、はい。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 ちょっと4ページの浜村地区急傾斜地崩壊対策事業なんですけど、この事業概要には、鳥取県により計画が変更され、山裾の追加買収が必要となったということで書かれてるんですけども、結局、何がどうなって、この追加買収が必要になったっていうのが書かれてないので、そこのところ、ちょっと詳しく説明していただけたらと思います。

◆雲坂 衛委員長 はい、稲干次長。

○稲干典史次長兼都市環境課長 はい。都市環境課、稲干でございます。設計のほうは、鳥取市部分については鳥取市が行うんですけども、これ、県のほうに委託して、全体的に設計をさせていただいたところです。県のほうが工事説明を地元に向いまして、いろいろ調整をされた結果、こういったことになったんですけども、当初は、この追加買収地のところに、擁壁の、この並行、並行しますっちゃうか、そこに入れるスペースがあって、道路から裏の残地まで、この道から入れるような形の設計だったんですけども、工事説明とか、地権者の協議の中で、なるべく工事が速やかに終わるように、長い区間、影響がないようにしてくれというような要望があって、再度その進入路とかを検討されて、設計を見直した結果、この裏に行く道から、工事用道路とかも変わってきてまして、裏に行くことができなくなったといった経緯がございます。その結果、鳥取市のほうで追加買収が発生したということでございます。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 この青い箇所が2か所あって、今、稲干次長がお話をされたのは、左側のところの分ですか。それとも、右側の青い部分のところの分ですか。

◆雲坂 衛委員長 はい、稲干次長。

○稲干典史次長兼都市環境課長 はい。都市環境課、稲干でございます。両方でございますね。この、何ていいますかね、この下のほうに道路があるんですけども、ここの現場に行くには、当然、こう縦に工事用道路となるものをつけて、向かう必要があると。当初は、市と県の間の辺に、こう入れるような道路をつけて、そこで擁壁が、クロス、こうではなくてですね、こういった形じゃなくて、こう入れるような形の設計だったんですけども、それが、地権者の意向とかいった、仮設道路どこにつけるとか、そういった詳細、地権者との協議の中で、そこは進入路を、工事用道路をやめてくれと、県のほうでやってくれ、県側のほうですね、そっこのほうにつけてくれとかいうような調整がございまして、その結果、クロスがなくなって入れなくなったといったふうにお聞きしております。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 確認ですけど、市のほうで造る構造物の位置が、山側のほうに平行移動した関係で、奥のほうに用地買収のエリアが広がってきたといった認識でよろしいでしょうか。

◆雲坂 衛委員長 はい、稲干次長。

○稲干典史次長兼都市環境課長 はい。都市環境課、稲干です。うちが造る待ち受け擁壁の部分の底地っていうのは、若干のこうずれはございますけれども、そんなに面積が変わるわけではなくて、どうしてもその山裾の土地に侵入できなくなる、利用が難しくなるということで、残った残地部分について、その買収の必要が生じたということでございます。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 残地、工事としては、構造物もできない残った残地のところを、市のほうで買収、使い道がないので買収したということでもいいんでしょうか。

◆雲坂 衛委員長 はい、稲干次長。

○稲干典史次長兼都市環境課長 都市環境課、稲干です。そのとおりです。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 大体、用地買収するときに、その残地が少なくなれば、その分、その単価をアップさせて、その用地、残地は残す形ですよ、その用地を購入するっていうのが、何か基本的な考えだったんじゃないかなというふうに思うんですけども、そうじゃないんですかね。

◆雲坂 衛委員長 はい、稲干次長。

○稲干典史次長兼都市環境課長 はい。都市環境課、稲干です。今おっしゃられたのは、その残地部分の単価部分を買収用地に上乘せしてするのではないかと。

◆前田伸一委員 ええ。

○稲干典史次長兼都市環境課長 いや、公共の補償では、そういうことはございません。

◆前田伸一委員 ああ、そうですか。

○稲干典史次長兼都市環境課長 はい。

◆前田伸一委員 分かりました。いいです、はい。

◆雲坂 衛委員長 はい。そのほかありますでしょうか。はい、荻野委員。

◆荻野正己委員 ほかでいいんですね。関連がなくても。

◆雲坂 衛委員長 はい、いいです。

◆荻野正己委員 はい。資料の7の都市公園等の管理費、いわゆる河原中央公園のことなんですけども、今回大規模な崩落があったということでなんですけど、小規模なやつちゅうのはね、今までも結構あったんですね、道路沿いのね。というのは、地盤がどうも赤土っていうか、こう水分を含みやすいついていうか、軟弱地盤っていうかね、そういうところだと思うんですけども、これ、抜本的な対策ちゅうんかね、必要ではないかなと、ここを今回直したと、またほかのところはずれるという可能性が、非常に危険性があるとこじゃないかなと、可能性があるところじゃないかなというふうに思ってるんですけど、いかがでしょうか。

◆雲坂 衛委員長 はい、稲干次長。

○稲干典史次長兼都市環境課長 はい。都市環境課、稲干でございます。今回崩れた場所ですけども、表面が風化しててというようなこともありますし、実際、今回6月補正で補正をお願いしとるんですけども、急ぐということもありまして、現予算の流用の中で、調査のほう入ってございます、実際にですね。その結果、どのぐらいまで、ここの場所が影響があるとか、その地層がどうなってるとか、そういった詳細な調査を行ってるところでございます。その地層の状態とかが、ほかのここにも影響があるようなことが見受けられましたら、当然、指定管理によるパトロールとかもやってますんで、その辺の、落石や何か兆候があるよといったようなことがあれば、当然、そっちのほうにも調査を行っていくといったことになるんかなとは考えております。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。マイクをオンにしてください。

◆前田伸一委員 事業別概要の36ページと37ページなんですけども、36ページの下の方に、公園整備事業費ということで、こちらのほうは、鳥取市公園施設長寿命化計画に基づいて、公園の施設を更新整備をしていくといった内容だと思いますし、この37ページの上のほうですけども、この地域コミュニティ支援事業費、こちらのほうも市の公園ということで、この長寿命化計画に位置づけられている公園を対象に、この事業を、地域コミュニティ支援事業をやっていくということでもいいのか。そうであるならば、この2つの事業の使い分けっていうのが、どういうふうになっているのか伺いたと思います。

◆雲坂 衛委員長 はい、稲干次長。

○稲干典史次長兼都市環境課長 はい。都市環境課、稲干でございます。この地域コミュニティ支援事業というのは、対象を公共空地に限って行っております。ですから、市が作成しております公園の長寿命化計画には入っていない施設になります。説明もさせていただきましたけども、宝くじの補助金とか、そういったものを使って町内会が実施される。ですから、公共空地ですけども、そこを管理したいという町内会が、この遊具をつけたいとか、そういったことがあった場合に、鳥取市を介して申請してつけていただくといった事業でございます。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 ちょっとこの事業に関連してなんですけども、この長寿命化計画ですけども、これは、鳥取市の都市整備部が所管している公園だけなんですかね。それとも、農村整備課とかで、農村公園っていうのがあると思うんですけども、そんなのも、この長寿命化計画に入ってるんでしょうか。

◆雲坂 衛委員長 はい、稲干次長。

○稲干典史次長兼都市環境課長 都市環境課、稲干です。都市整備部が所管している公園に限って実施しております。

◆前田伸一委員 はい。分かりました。はい。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 それで、今回6月補正で12公園、3,500万円が補正計上されてるんですけども、これは、事業内容、遊具の更新っていうことなんですけども、通常の間考え方であれば、当初予算に入っとってもいいものじゃないかなと。特に緊急を要するものでもないんじゃないかというふうに考えるわけなんですけども、今回、この6月補正で計上された根拠といいますか、理由を教えてください。

◆雲坂 衛委員長 はい、稲干次長。

○稲干典史次長兼都市環境課長 はい。都市環境課、稲干です。国への補助申請っていいですか、補助申請っていうか、要求ですね。国への要求と、本市の当初予算の要求という時期が、当然、差異がございます。都市環境課としては、令和3年～令和7年にかけて、5か年で長寿命化計画つくっておりますので、令和3年度に行う予算要求というものを、国に対して行っております。それが、実際問題8,500万円だったんですけども、通常は、国の補助、補助の採択率といいますか、これが大体70%ぐらいなんですけども、今回、幸運なことに全額、国の補助がつい

たといったことをございます。本市の財政部局とも、当初から、いや、これはやっていかないけんよというような形で要求はしてるんですけども、全庁的に財務とかを調整されて、当初予算としては5,000万になってたといったことをございます。以上です。

◆前田伸一委員 いいです。オーケーです。

◆雲坂 衛委員長 その他、質疑のある方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。では、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第79号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◆雲坂 衛委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第87号鳥取市屋外広告物条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆雲坂 衛委員長 次に、議案第87号鳥取市屋外広告物条例の一部改正については、先日の委員会において、執行部より説明を受けております。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次御発言ください。はい、前田委員。

◆前田伸一委員 確認の意味で、今回のこの条例が改正されたことによって、許可が必要な広告物、かなり増えると思うんですけども、これ、大体どれぐらいあるんでしょうか。私が心配するのは、職員の事務っていうか、負担っていうか、かなりあるんじゃないかなと思うんですけど、この点大丈夫なのか、ちょっと確認させてください。

◆雲坂 衛委員長 はい、永井次長。

○永井利幸次長兼都市企画課長 都市企画課、永井でございます。全体の数については、少し、今、ここで資料を持ち合わせてないところでございますけれども、今回、許可が必要となりまして、それで、専門的な資格者の検査が必要となったといったことをございますので、今までもこういったふうに許可の手続のほうはしております、それに、その許可を受ける際には、自主点検という形で、皆さんされてきておられますので、業務量がそれによってすごく増えるといったものではないというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 はい。じゃあ、資格者、この表に書いてありますけども、屋外広告士であるとか建築士の方、こうした資格のある方のお墨つきをもらった申請書と申しますか、許可申請、これが出てきて、市としては、この専門家と申しますか、資格者のお墨つきがあるかどうかのチェックだけということになるんですかね。

◆雲坂 衛委員長 はい、永井次長。

○永井利幸次長兼都市企画課長 はい。都市企画課、永井です。有資格者、この方々の出されてきたものが、ちゃんと適正についているのかといったチェックはございますし、今現在でも、パトロールというのを毎月1回やっておりますので、それは今後も変わらずやっていきながら、適切な看板設置と、屋外広告物の設置というのに努めていきたいというふうに考えてるところでございます。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 はい。分かりました。書面だけのチェックっていうのは限界があると思うので、今おっしゃったように、この現地確認、ぜひとも強力に進めていただいて、事故のないようにお願いしたいと思います。以上です。

◆雲坂 衛委員長 そのほか質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。質疑なしと認め、質疑を終結します。

それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第87号鳥取市屋外広告物条例の一部改正についてを採決します。本案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◆雲坂 衛委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

令和3年陳情第5号千代水第二地区地区計画区域内において複合型映画館（シネコン）が設置できるよう規制緩和することを求める陳情（質疑）

◆雲坂 衛委員長 続きまして、令和3年陳情第5号千代水第二地区地区計画区域内において複合型映画館（シネコン）が設置できるよう規制緩和することを求める陳情の審査に入ります。本陳情につきまして、委員の皆様から御意見などを御発言ください。はい、太田委員。

◆太田 縁委員 はい、太田です。まず、ここの千代水第二地区について、地区計画というのが計画されています。地区計画とは、都市計画法に定められていて、住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画というふうに、私は理解しているところなんですけど、この地域に当てはめて、もう少しこの地区計画ということについて御説明いただけたらと思います。

◆雲坂 衛委員長 はい、永井次長。

○永井利幸次長兼都市企画課長 都市企画課、永井でございます。地区計画とはどんなもんかといった御質問であります。地区計画、こちらは、特定の地区内において、地区住民等にとって良好な市街地環境の形成または保持するため、道路や公園など、地区施設や建築物の整備並びに土地利用に関する総合的な計画で、地区にふさわしいきめ細やかなルールを定めるものがございます。地区計画が、都市計画として決定された以降は、その地区内で建築などを行う場合には、地区計画の内容を守るということが必要となってきます。また、地区計画の作成に当た

っては、地元、地権者も含んだとこなんですけれども、そちらと協議して決定していくものでございます。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 はい、太田委員。

◆太田 縁委員 はい。ということは、地区計画というのは、地元の住民の方の合意、地元の方々の申出によって行われたという理解でよろしいか、もう一度伺います。

◆雲坂 衛委員長 はい、永井次長。

○永井利幸次長兼都市企画課長 都市企画課、永井でございます。地区計画につきましては、先ほども説明いたしましたけれども、地元の方と協議をしながら決定していったといったものでございます。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 はい、太田委員。

◆太田 縁委員 はい。次に、この千代水第二地区というのは、非常に長い歴史というか、経過がある、経緯があると思うんですけれども、平成元年に、市街化区域の編入要望が地元のほうからあって、それに基づいて土地区画整理事業の実施が計画された。その後、当時は権限が県にありましたので、県と国が協議を始められたという経緯があります。その辺りをもう少し皆さんと共有したいと思いますので、御説明いただけたらと思います。

◆雲坂 衛委員長 はい、永井次長。

○永井利幸次長兼都市企画課長 はい。都市企画課、永井でございます。千代水第二地区、こちらのほうの都市計画の経緯といったことについて説明させていただきたいかと思えます。こちら、平成の元年から2年にかけて、南隈、晩稲、こちらのほうから、市街化調整区域への編入の要望が出されております。当該地区において、土地の区画整理事業の実施を、まずは計画したといったところから始まっております。そして、平成7年の12月におきまして、こちら、鳥取市の都市計画審議会を開催して答申が行われたと。また、翌年の平成8年の1月9日になるんですけれども、こちら、鳥取県の都市計画地方審議会、こちらのほうが開催されまして、答申が行われたといったこととございまして、次に、平成8年の3月、こちらのほう、県のほうが、市街化区域の編入の決定をまずされたと。それと、用途地域の決定、こちらの地区におきましては、準工業地域、工業地域、第一種の住居地域といった用途のほうを決定されたと。また、こちら県の方なんですけれども、千代水第二地区の区画整理事業の決定をされております。

また、市のほうですが、同日に千代水第二地区の地区計画の決定をしたといったところになります。その後、区画整理事業のほうの整備、こちらのほう進められまして、完了したのは、平成25年の2月に完了したといったこととなります。また、この準工業地域につきましては、特別用途地区といった規制というか、のほうがっております。こちらにつきましては、この特別用途地区、これ、今、北イオンの周辺についての都市計画上の用途地域については、準工業地域の用途となつてるとこなんですけれども、本市におきましては、平成19年に、中心市街地活性化基本計画の認証を受ける、このための条件の1つといたしまして、広域的に都市構造やインフラに大きな影響を与える大規模集客施設の郊外への拡散を抑制いたしまして、中心市

街地の活性化を図るといったことから、鳥取市特別用途地区建築条例を定めております。その条例を定めまして、特別用途地区の都市計画決定を行っているといったところでございます。

このことから、全ての準工業地域において、店舗とか飲食店、映画館、劇場などの用途に供する床面積の合計が1万平方メートルを超えるものについては建築ができない、セーブがかかっているといったところでございまして、その特別用途地区の決定の経過につきましては、平成19年の8月8日、このときに、鳥取市の都市計画審議会を開催して答申が行われて、同年の11月30日、特別用途地区の決定が、この準工業地域にされたといった経過を持っているといったところでございます。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 はい、太田委員。

◆太田 縁委員 はい、太田です。ということは、先日お配りいただいたこの資料にある、一番最後のページ、6ページにある、この鳥取市特別用途地区建築条例ということで、鳥取市における準工業地域の大規模な施設を制約しとるという理解をしたところであります。

先ほど、ちょっと中心市街地のお話があったんですけども、全国各地で、鳥取だけではなくて、郊外に大店舗が進出して、地域の商店や商工業が衰退していく、この対策として、改正都市計画法、それから大店立地法、中心市街地活性化法、このまちづくり三法を、平成10年だったですかね、に制定したと。先ほどありましたように、中心市街地活性化法というのは、中心市街地の空洞化、あるいは劣化が進んでいくところに、市町村が関係者と協議をして基本計画をつくり、国に認定を求めたと。この国に求めるための前提として、先ほどの特別用途地区というのがあるというふうに理解をしているんですけども、大規模集客施設制限地区、要するに、準工業地域においては、そういった大きなものが建てられないように制限をかけた。これが、中心市街地活性化基本計画をつくるに当たる、国に対しての条件だったというふうに理解しているんですけども、この間、先日の一般質問でも伺いましたけれども、今、3期目が半ばを迎え、中心市街地活性化計画、そして4期目を迎えようとしているところですけども、このバランスっていうんですかね、いわゆる郊外地と中心市街地のバランスを考えて、この計画を立てられ、そして、都市マスターの議決を得て、今日に至っているというふうに理解しているところですけども、もう一度、その中心市街地に対しての影響、あるいは、中心市街地活性化計画、これについて、少しお話を伺えたらというふうに思います。

◆雲坂 衛委員長 はい、有本課長。

○有本公博中心市街地整備課長 はい。中心市街地整備課、有本でございます。今の御質問、先ほど言われたように、今回の一般質問で、法律の制定の経過等々は御説明をさせていただいたかとは思いますが、今、るる、永井次長も含めてお話があったように、平成18年に法改正がなされて、もちろん国はそうですけども、我々市町村も、中心市街地を有する自治体については、活性化を図ることが責務として法律にうたわれておるということで、平成19年に、第1期となる、その法律に基づく中心市街地活性化基本計画を策定をしたということで、その策定マニュアルというのが、実は国のほうから示されておまして、今も説明があったように、やっぱり郊外の規制をかけるというのが、平たく言えば、中心市街地活性化の計画をつくる条件とされているということでもあります。したがって、今回の陳情にあるように、今規制をか

けている、いわゆる郊外、千代水第二地区の規制を外すという決定がもしなされるならば、今後、仮に4期のその中活計画を作成するに当たって、かなり国の厳しい攻撃、攻撃といいますか、郊外緩めているのに、なぜ中心市街地の活性を図るのというような、いじめに近いような攻撃が、今の時点で予想されています。冒頭言いましたように、鳥取市は中心市街地を擁しておりますから、当然、引き続き、何らかの形で活性化を進めていかなければならないという状況の中で、やはり郊外に、これ以上、いわゆる娯楽施設、集客施設が立地をするというのは、やはり望ましいことではないというふうに、私の立場としては考えております。

シネコンの必要性というの、これは、計画をつくるたびに、特に若者を中心に造ってほしいという声は、アンケートのたびに、当然、声は届いております。したがって、私の立場で申し上げますと、やはりシネコンというのは、まちなかに造っていただきたい。特に、昨年度は、駅周辺の基本構想を策定する中でも、やはり来街者インタビュー等を通じて、やはり駅前にもそういった娯楽施設が欲しいという声は、届いておりますので、やはりそこを目指して、中心市街地整備課としては、引き続き取り組んでいくべきだろうというふうに考えております。決して、そのシネコンの立地を否定するものではなくて、造っていただけるのであれば、やはり、まちなかに欲しいというのが私の立場でございます。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい、太田委員。

◆太田 縁委員 はい。今、御説明がありましたけれども、やはり中心市街地の空洞化、そして、地元の商店街等の空洞、そして、鳥取市は、1期目からの範囲から3期目にわたって、このたび、この庁舎の移転も含めて、中心市街地のエリアを拡大しておられます。だから、広い範囲が中心市街地という設定の下に、今まちづくりを進めているという認識をしています。その中で、やはりこの都市計画というのが、さっき冒頭申し上げましたように、町にもう無秩序に建物が建っていくのではなくて、これをみんなで協議して、そういった、こういったものを、立地適正化計画というのもありますけれども、どこに何があるとふさわしい町になっていくのかということを考えて都市計画を行い、そして、都市計画法に基づいて、都市マスタープランもつくられていると。これは、当然議決をしていることなので、我々議員も、このことに賛同して、今、今日まで来ているのではないかとこのように考えています。

また、先日、都市計画審議会、12月だったと思いますけど、開催されていて、議員の方も出席されていたようですが、市民体育館と美保球場、あの辺りを整備するのに、住宅地域であるものを準工業地域に転換されていくと、用途変更をされていくと。そのときに、やはりそういった規制がかかっているということは、もちろん御理解をしておられるというふうに、準工に、準工業地域に規制がかかっているということは、皆さん御理解いただいているのではないかなというふうに考えているところですが、そういったことを、みんなでこう共通認識した上で、この陳情を審査してはなというふうに考えます。ぜひ、皆さんの御意見を伺えたらというふうに思います。

◆雲坂 衛委員長 はい、山田委員。

◆山田延孝委員 るる、いろいろ、事務方のほうでも、都市計画についての説明がございました。太田委員のおっしゃったこともよく理解をいたします。実は、市議会、昨年と、もう一年前、

おとしになるのでしょうか、議会広報委員会で、一昨年は高校だったんですかね。去年が鳥取大学、若い人たちと色々な話をする中で、いわゆる鳥取市に必要なのは、こういった、今、陳情が出ておるような、非常に若い人たちが集まれる場所が少ないと。こういう意見が多くございました。見たい映画もなかなか見えないというような意見でございました。そういった意見も踏まえて、この今回出されておる陳情、私は、若い人ももちろんですし、お年寄りの方でも、映画の好きな方たくさんいらっしゃいますし、私も映画は好きであります。そういった状況の中で、過去、こうして、今は郊外に大型のショッピングセンターができておりますが、もともと市街地、中心市街地の商店を、商店街を守るという立場というか、商店の方々、大型店が市内、中心市街地にできると商売にならないという、危惧されたような経過もあると思います。いわゆる大型店が郊外に立地せざるを得ないような状況というものも過去あったと思うんです。今になって、じゃあ、中心市街地をもう一度活性化をするためにどうしたらいいかという議論があるんですけども、なかなか駐車場の問題等々、解決しなきゃならない問題、たくさんあると思うんですね。そういったことから考えると、私は、今回出されておる、いわゆるこのシネコンの問題については、もちろん都市計画で、地域計画等々の見直し等する必要はあるわけですが、ちょうど、時がちょうどそうなんです、南北線の問題がありますので、ちょうどいい機会に、いわゆる見直しができる。そして、もちろん地元との協議というものが必要になってくるわけですから、これは、十分地元と協議されるということは結構ですし、そういう協議をされた上で、私は、地域というか、鳥取市のためにも、私は、これは、このシネコン問題は賛成をすると、したいという具合に、個人的には思っておるところであります。過去の経過等々、いろいろあるようではありますが、今になったら、そうはいつでも、中心市街地に果たしてこういうものができるかという、なかなか立地できないという具合に思いますので、そういった思いであります。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい、そのほか。前田委員、はい。

◆前田伸一委員 先ほど、山田委員から、このマスタープランの話、南北線に係るマスタープランの話が出たと思うんですけども、たしか今年の2月議会の魚崎さんの一般質問だったと思うんですけども、市長のほうで、この南北線に絡めて、多分、この千代水第二のエリアも含めてだと思うんですけども、マスタープランの改定といいますか、言及されていらっしゃいました。これの、スケジュールみたいなものが、どういった形で動いていくのか、ちょっと確認させてください。

◆雲坂 衛委員長 はい、永井次長。

○永井利幸次長兼都市企画課長 都市企画課、永井でございます。マスタープランの改定についてでございますけれど、マスタープランの改定につきましては、まず、まだ南北線の都市計画決定のほうでされてない状況でございます。ですので、少し、どういうんですか、まだその辺りのスケジュール感も立たないといったことではございます。ただ、南北線が今後開通いたしまして、ただ、開通しても、できるまでには、相当年度がかかるというふうなことは考えられます。それは、10年とかいったようなスパンの間に変わると、できるといったようなことが考えられます。ただ、都市計画決定をされて、南北線が確実に通るといったようなところになれ

ば、確実に都市の構造といったものが大きく変化するということが予想されますので、都市計画決定されて、その後、どういうふうにマスタープランを変えていくのかといったことを考えていくといったことになるかというふうに思います。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 はい。かなりマスタープランの改定が先になるようなお話がありました。今、この地区計画っていうのは、この都市計画、マスタープランっていう、鳥取市としての大きな考え方があって、その下に、それぞれ地区計画も含めた様々な計画があるんだというふうに認識をしているところです。そうした考え方がある中、今のマスタープランが、ちょっと印刷してきましたけども、この辺りが、湖山池北地域というふうな、何かエリアになつとるみたいにして、千代水地区では、流通業務、工業用地としての土地利用を促進します。また、港湾・空港への近接性、今後の高速道路網の進展など、優位な立地関係を生かし、企業ニーズ等を勘案しつつ、積極的な土地利用施策に努めますといった方針が一方ではあって、この方針を変えずに、この地区計画みたいなものを変えることが本当にできるのか、その辺はどうなんでしょうか。お聞きしたいんですけど、もし変えるとなったときに。

◆雲坂 衛委員長 はい、永井次長。

○永井利幸次長兼都市企画課長 はい。都市企画課、永井でございます。マスタープランを変えるといったときには、やはり、そういった方針も変えるっていうのは、十分考えられるところかというふうに考えます。ただ、それにつきましても、鳥取市のみが決めるのではなく、様々な方の御意見等も諮りながら、審議会、こちらのほうにも諮りながら決定していくといったこととなりますので、要は、今後予想される状況、そういったものも勘案しながら、その位置、その場所がどういう都市機能を持たせるのがよいのかといったことを十分考えながら、変更する場合は変えていくといったことになるというふうに考えております。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 要は、この映画館なるものを、この千代水第二のエリアに、例えばですよ、今は、この鳥取市民映画同好会グループからだけの陳情ですけども、実際、地元の方であるとか、場所を提供する事業者の方であるとか、そうした方からも意見が出てきたときに、じゃあ、この地区計画の見直しを、このマスタープランの変更を伴わずにできるのかどうかっていったところを聞きたいんですけども。いいですか、もう一度。

◆雲坂 衛委員長 はい。

◆前田伸一委員 このマスタープランのこの千代水のエリアは、湖山池北地域のというふうにエリアとして分類されとって、この千代水地区では、流通業務、工業用地として土地利用を促進しますと。また、港湾・空港への近接性、今後の高速道路網の進展など、優位な立地環境を生かし、企業ニーズ等を勘案しつつ、積極的な土地利用施策に努めますと、そういう土地利用の大きな方針が出とる中で、この地区計画の変更といったものが、今、流通業務、工業用地っていうようなところが出とる中で、できるのかどうか、変更が。その辺ちょっと伺いたいんですけども。

◆雲坂 衛委員長 はい、永井次長。

○永井利幸次長兼都市企画課長 はい。その方針というものがありますので、その方針の中で、ある程度できることに関してはやれるというふうに思います。また、用途地域とか地区計画を変更する方法というのがございます。提案制度といった制度でございます。こちら、都市計画法では、用途地域とか地区計画の変更を可能とするといったものなんですけれども、こちらの場合は、申請者、これが、土地の所有者だとか借地権者、あと、まちづくりのNPO法人であるとか、あと、町内会のまちづくり協議会、あとは事業者ですね、方が提案して変更するということが可能です。ただ、その場合ですけれども、提案の条件といたしまして、土地の所有者などの3分の2以上の同意が必要、要は、最初、やはり地域の総意をもって地区計画といったものを定められてるものですから、変更する場合も、3分の2以上の同意が必要といったことで、やはり地域の総意が必要だという制度でございます。ただ、少しこれも、ある程度マスタープランに則したものとといったようなところが必要なんですけれども、そういった制度もございます。

◆雲坂 衛委員長 はい。はい、前田委員。

◆前田伸一委員 ちょっと今の答弁に関連してなんですけれども、この前の委員会のときに、地区計画は、地元と鳥取市が協議をして、一体となって決めるんだというふうな話があったと思うんですけれども、市がそこに入る意味っていうのは、地元の関係者だけではなくして、鳥取市民、様々な考え方を持っていていらっしゃる方がいらっしゃるの、その市民の声を反映する形で、市がその地域の方と協議をしていく場合には、全市的な考え方をもち地域との協議に臨むというような私は認識でおるんですけれども、今のお話を聞くと、申出をするのは、もう地域なり、事業者なり、そこに関係した方からしかできないということなんですか。

◆雲坂 衛委員長 はい、永井次長。

○永井利幸次長兼都市企画課長 はい。提案制度に限って言えば、そういったことになります。それで、提案制度につきましても、こういうふうに、提案は3分の2以上の同意を取った上で提案をするといったことにはなるんですけれども、最終的には、やはり都市計画審議会、こちらにも諮る必要があるといったことになりますので、そういった制度といったことになります。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 はい。前田委員。

◆前田伸一委員 私の意見ですけれども、なかなかちょっと複雑で分かりづらい。先ほど、マスタープランの見通しについても先になるというふうなお話がありましたし、私としても、もうちょっと腰を据えて考えないけん問題じゃないかなというふうに思うので、継続審査を提案したいと思います。

◆雲坂 衛委員長 今、前田委員から継審の動議が出されましたけれども、そうなると、諮ると、ほかの委員さんが発言できなくなりますので、前回、前々回同様、発言されてない委員さんがおられたら、発言をお願いしたいと思いますけれども。

◆雲坂 衛委員長 いいですか、こちらから先で。

◆山田延孝委員 はい。ちょっとその前に。

◆雲坂 衛委員長 どうぞ、関連であれば、山田委員、はい。

- ◆山田延孝委員 ちょっと今、前田委員がおっしゃった、マスタープランを変えないと、この地区計画の変更ができませんという話じゃないんでしょ。その辺どうですか。マスタープランを変える必要があるんですか、これ。このシネコンのために。
- ◆雲坂 衛委員長 はい、永井次長。
- 永井利幸次長兼都市企画課長 はい。都市企画課、永井です。ある程度マスタープランに沿ったような形である必要があるというふうに考えております。
- ◆雲坂 衛委員長 はい、山田委員。
- ◆山田延孝委員 沿ったということ、じゃあ、マスタープランを変えるということが必要という認識ですか。そこまで必要ないんだと、僕個人は認識しておるんですけどね。
- ◆雲坂 衛委員長 皆様、ちょっとお諮りしたいんですけど、1時間以上たちますので、1回5分程度休憩を挟ませていただいていいでしょうか。1時間たったら、コロナ対策で換気することということになっておまして、切りのいいところを、副委員長と今、話してたわけですけれども、20分まで1回ちょっと休憩させてください。また、そこから発言のない方の発言等を、山田委員さんの続きから、またしたいと思えますんで、執行部の回答から始めたいと思えますので、よろしく願いいたします。はい。
- では、休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時19分 再開

- ◆雲坂 衛委員長 それでは、若干早いようではございますけれども、再開をしたいと思えます。
- では、続きからお願いいたします。はい、永井次長。
- 永井利幸次長兼都市企画課長 はい。都市企画課、永井でございます。ある程度大規模なシネコンといったようなものになった場合には、やはりマスタープランの変更といったものがなければ難しいのではないかとこのように考えております。
- ◆前田伸一委員 ちょっといいですか。
- ◆雲坂 衛委員長 よろしいですか、山田委員。では、前田委員。
- ◆前田伸一委員 ある程度大規模な話があったと思うんですけども、私がちょっとお伺いしている内容だと、店舗の一角っていいですか、新たに、その更地のところにシネコンをが一んと建てるといった形ではなくして、今ある店舗の中の一部を改装して、シネコンとして活用するというような場合にはどうなんですか。その辺の判断はどうなんでしょう。
- ◆雲坂 衛委員長 はい、永井次長。
- 永井利幸次長兼都市企画課長 都市企画課、永井でございます。その変更をされるところの具体的な規模等が分からないと、なかなか返答がしづらいところでございます。
- ◆雲坂 衛委員長 はい。それでは、よろしいですか。山田委員、よろしいですかね、はい。では、岡田委員。

◆岡田信俊委員 はい。先ほど執行部の方からも御説明がありましたように、中心市街地活性化を図るということで都市計画決定がなされて、それが現在生きとるという、これが、大前提であります。ただ、いろいろと世の中が変わるとか、大きなものが、例えば、その南北線ができるということで、すごく変わってくるのではないかというふうに、僕らが予測できんぐらい変わるんじゃないかなと思うようなことでありまして、その辺も、またいろいろなことを考えていかなければいけないというところで、その南北線に伴うことで、都市計画もいろいろと見直されていくんじゃないかなというふうに思いますし、我々も一緒に勉強するということも含めまして、今後とも、動向を見ながら継続して審査していくということがよいのではないかと考えます。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい。岡田委員からも継続審査の動議が出ました。では、次、挙げておられた荻野委員。どうぞ。

◆荻野正己委員 陳情に対する態度っちゅうのは、はっきりそれぞれ、委員がさせないかんと思うんですが、私は、シネコンそのものっていうのは、僕自身もあつたらいいなと思うことが多いんですが、そういう意味での陳情者の思いというのは、十分理解できるんですが、この名前の挙がってる千代水第二地区について、太田委員とか、執行部からも説明があつたように、この地区計画に至る経過を考えれば、やはり今回の陳情を採択するには、時期尚早と考えますので、そういった点では不採択という、今回ね、いうことにしたいなと思います。その理由は、もうはっきりしてるんです。地区がこの計画変更を強く出されてると、地元がね、協議し、もともとの地元が地区変更をしてほしいと、こういうようなことが出てるというんだつたらいいんですけど、そういうことはまだないというふうに、僕、思うんで、そういう点で、今回は時期尚早だということで、不採択にしたいというふうに僕は思います。この1点だけ。特に地元合意でつくられた地区計画ですので、その辺はやっぱり大事にするということが大事なんで、その辺が、この中には、陳情の中には読み取れないということなので、やっぱりその辺のことの、経緯を大事にしたいと、ましてや、市としての大きな方針が、じゃあ変わったのか、変わってないわけで、いうことなんかを考えれば、やっぱり今回は時期尚早だということで、不採択にしたいというふうに思います、私は、はい。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 委員間討議をしたら、今の荻野委員の質問……。

◆雲坂 衛委員長 マイク入れてもらっていいですか、はい。

◆前田伸一委員 今の荻野委員の発言に対して、委員間討議を提案したいと思うんですけども、いかがでしょうか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。では、これから委員間討議にします。どうぞ。

◆前田伸一委員 先ほど、荻野委員は、地元の意向みたいな話があつたと思うんですけども、前回のこの委員会の場で、次のこの6月の委員会に継続審査をするときに、地元の意向といひますか、しっかり委員も把握した上で議論しようじゃないかということになったと思うんですけど

ども、地元の意向といったところは、どういうふうに把握されてるのかなと思ってなんですけども。

◆雲坂 衛委員長 はい。では、荻野委員。

◆荻野正己委員 前回の委員会って言われましたけど、もう最初の出たときの委員会では、そういう議論があったかも分かりませんが、あれは取り下げられたんでね。

◆前田伸一委員 ああ、そうですか。

◆荻野正己委員 改めて、今回こういう地区を指定されて出されたということで、最初、今、前田委員が言われた点についての議論っちゅうのは、その前の、取り下げる前の議論だったと思いますが。

◆前田伸一委員 はい。いいですか。

◆雲坂 衛委員長 事務局、確認ですけど、これは当てる必要がなかったですかね。

○田中真一市議会事務局主事 いや、当ててもらって。

◆雲坂 衛委員長 当てないといけないですね、はい。失礼しました。では、前田委員。

◆前田伸一委員 よろしいですか。

◆雲坂 衛委員長 はい。

◆前田伸一委員 取下げになったのは、今回の6月の委員会で取下げになったので、この2月議会からこの6月議会までの間に、どういうふうに確認されたのかなというふうに思ってお聞きしたわけです。その辺どうかなと思ってですけど。

◆雲坂 衛委員長 はい、手を挙げて。はい、荻野委員。

◆荻野正己委員 はい。確認という意味は、何を確認なんですか。意味がよく分からない。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 はい。今、荻野委員は、地区計画自体は、地元の意向が重要視されるんだと、今の地区計画には、この地元の意向が色濃く反映されて、今の地区計画があるんだと、それが地元から出て、変更内容の提案が出てきてない段階で、不採択だというような話だったと思うんですけども、地区計画をその当時つくったのも、何十年も前でして、いろいろ委員の皆さんからお話があったと思うんですけども、時間がたって、時代背景も変わってきてるわけです。その辺、どういうふうに判断されて、不採択ということに意見をまとめられたのかなと思います。その辺の考え方を伺いたいと思います。

◆雲坂 衛委員長 はい、荻野委員。

◆荻野正己委員 はい。太田委員からもありました、執行部からもいろいろ聞きました、資料ももらいました。それで、手続についても、こういう変更をする場合は、どういう手続が必要なのかということも含めて資料をもらったし、確認しました。そして、やはり、何よりも、もともとはやっぱり地元の、声っていうのは出てないわけでしょ。そういう声、出てるかどうかって、聞いたことないです、私はね。

◆前田伸一委員 分かりました。いいです。

◆荻野正己委員 そういう点で、いろいろ調べる中で、今の立場っていうか、態度に決めたということであって、そういうことを説明してるんです。

◆前田伸一委員 はい、いいです。

◆雲坂 衛委員長 委員会討議終わりでよろしいですかね、はい。では、委員会討議を終結いたします。

確認ですけれども、前回の委員会で、前田委員が、地区から要望なり出てますかと執行部に確認したときに、何回かあって、最終的に答えたのが、要望等はあるという回答だったですよ。そこで、先ほどの荻野委員からの要望がないということで、今、委員間討議を前田委員がされたのかなと思ったんですけれども、事実確認ですけれども、地元からは出ているということでもよかったです。そういう回答があったということでもよかったですかね。

◆前田伸一委員 いや、そんなこと聞いてないですよ。

◆荻野正己委員 聞いてない。

◆雲坂 衛委員長 聞いていないっていうふうに。

◆荻野正己委員 そんなこと言ってない。

◆雲坂 衛委員長 執行部、その辺りのやり取りですね、前回の議事録、まだ出てきてませんが、事務局、どうでしたかね。議事録、メモなり今日持ってきてますか。持ってきてない。

◆吉田博幸委員 地元から出とるだか、それだったら言いんさいな、事務局も。

◆雲坂 衛委員長 いやいや。

◆荻野正己委員 出てない。そんなこと。

◆雲坂 衛委員長 私が今、確認ですね。前回の確認のためにしたわけですから。

◆太田 縁委員 シネコンは出てない。

◆雲坂 衛委員長 執行部、どうでしたかね。前回の前田委員とのやり取りの回答は、どういうことだったのでしょうか。はい、永井次長。

○永井利幸次長兼都市企画課長 はい。都市企画課、永井です。老人施設であるとか、病院、こういうものの要望というのは出ているといった回答をさせていただいたかというふうに思います、はい。

◆雲坂 衛委員長 そういう回答でしたか。

○永井利幸次長兼都市企画課長 はい。

◆雲坂 衛委員長 では、続けます。まだ発言されてない委員の方で、挙手のほうをお願いいたします。では、よろしいですか、吉田委員、はい。マイクのスイッチをお願いします。

◆吉田博幸委員 考えりゃあ考えるほど、頭抱えるような問題ではありますけれども、今の場合は、やっぱり煩雑過ぎる、手続が煩雑過ぎるような感じがしますし、さっきのその南北線のインターができて、またまちなかを全部変えようかというような、状態にはまだなっておりませんので、一応、今のところは却下するというようなことで、私としては思っております。

◆雲坂 衛委員長 はい、勝田副委員長。

◆勝田鮮二副委員長 はい。私は、山田委員も発言されましたけども、議会広報委員会ということで、大学生なり高校生なり、数多く意見を聞く中で、やはりこのシネコン等が欲しい、若者が集まるところが欲しいという意見はたくさん、皆さんも御承知のとおり聞いてます。現に、私の子供や孫も、日吉津に行ったり、倉吉に行ったりというようなことで、鳥取にあつたらな

ということも周りからも聞いてます。それで、私は、このシネコンを造るということに対しては賛成です。ただ、場所が、今回の千代水第二地区という、ちょっと非常にそういった縛りのある規制を緩和してくださいという陳情に対しての審査ということで、その南北線どうこうじゃなくて、南北線のことを言い出したら、10年、20年先の話ですし、それから、先ほど、有本課長が言われた、中心市街地のことを考えればということもあります。有本課長は、自分の立場でおっしゃったことでありますし、前、鳥取市内も映画館が9つあったのが、今は1つです。それから、ボウリング場にしても、8つぐらいあったのが、今は1つしかありません。ということで、いろんな意味で、若者がやっぱり集まる場所がないという意見の中で、もっと、とにかく早く造る方法はないのかということが、私、常々感じております。ですから、もう少し研究が必要だなというふうに思いますので、先ほどから出た継続審査ということで思っております。以上です。

- ◆雲坂 衛委員長 はい。勝田副委員長からも継続の動議が出ました。はい、太田委員。
- ◆太田 縁委員 はい。太田です。私も、まだ意見を述べさせていたっていないので、意見を述べさせていたいただきたいと思います。まず、この陳情、意見というか、陳情の審査についてですね、すみません。本当に、この陳情をいただいて、しっかりこう鳥取市の未来というか、若者のこと、たくさん考えて陳情して下さっているということで、本当に、この機会、みんなでこう協議できる場を与えていただいて、非常に感謝しています。そして、このシネコンについては、全く反対しているということではありません。ただ、先ほど来あります、この中にあります、陳情の中にある、用途制限を緩和してほしいという一文がございます。それは、先ほど来あります、地区計画という、地域の方々の意思がある。なので、地域の方々の、やはり御意見を聞かなければならないと思います。そして、特別用途地区という制限もかかっております。これは、先ほど来ありました、鳥取市全体の考え方となりますので、この緩和というところに、非常にたくさんの議論をする必要があります。ですから、もう少し時間をかけたいというふうに思いますし、この陳情を了にする、あるいは否にする、そうであったとしても、やはり皆さんが、こうシネコンを造りたいんだとおっしゃっている、先ほど、勝田委員からもありましたけど、どうしたらこのシネコンが鳥取市にできるのだ、どこだったらできるのだ、そして、誰と話をすればできるのだとか、そういう、皆さんがせっかく、こう鳥取市の未来を考えて、陳情してこられているこの思いをしっかり受け止めて、もう少し協議をさせていただきたいと思いますので、私も継続審査をお願いしたいと思います。
- ◆雲坂 衛委員長 はい。太田委員からも継続審査の動議がありました。この場で意見等、まだ発言されたいという方がおられたら、挙手のほうをお願いいたします。よろしいですかね。
(「はい」と呼ぶ者あり)
- ◆雲坂 衛委員長 はい。では、動議が4件出ましたので、これからお諮りしたいと思います。継続審査を求める動議がございましたので、お諮りいたします。本件につきまして、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。
〔賛成者挙手〕
- ◆雲坂 衛委員長 挙手多数と認め、本陳情は継続審査とすることに決定されました。

危険箇所（施設破損等）の通報システムについて（説明・質疑）

◆雲坂 衛委員長 それでは、続きまして、その他報告に入ります。危険箇所（施設破損等）の通報システムについてを御説明ください。はい、田村課長。

○田村 温道路課長 はい。道路課、田村でございます。危険箇所の通報システムが7月末で運用開始となりますので、御報告させていただきます。資料4、さっき配らせていただいた資料4の2ページを御覧ください。はい。

これは、道路、河川、公園などのインフラの不具合が発見された場合、今までは、電話や電子メールで対応してきましたが、新たな手段といたしまして、スマートフォンによる投稿が可能となりました。この2ページですね、ありますか。はい、ありますか。

（「あります」と呼ぶ者あり）

○田村 温道路課長 はい。皆さん、大丈夫ですか。オーケーですか。はい。電話での対応は、状況と場所を通報者から聞き取った後に、現場状況の確認を行い、対策を検討をしております。このとき、通報者からは、状況や場所の情報を伝えることが大変で、特に近くに目印がない場所については、説明に時間がかかっておりました。また、現場の画像がちょっと見えないため、市の職員が現場で確認するまで、担当部署が定まらないケースもあり、かなり時間を要しておりました。また、電子メールでの対応では、メール上に状況と場所を記載し、現場写真も添付していただいておりますけど、大変そういう手間がかかって、非常に大変だという声を聞いております。

そこで、今まで道路課が運用していた道路維持管理システムを、市民が投稿できるシステムに改造し、昨年度の2月から、賀露自治会で実証実験を行わせていただいたところ、どういシステムがいいかという、いろいろな意見をいただきました。御意見の内容は、対象の道路が市道であるかどうか分からないため、国道・県道・農道全ての道に対しても通報できるようなシステムにしてほしい。また、水路や川についても、全て通報できるようにしてほしい。通報した内容の進捗を自分で検索するのではなく、メールなどで、どういう状況かというのを伝えてほしいと。あと、災害時でも活用をさせていただきたいと。投稿する情報が重複しないように、同じ地区の情報が、今どんな状態かというのも確認できるようにしてほしい。この4点がありました。これらの意見を加味して、通報受信のデジタル化により、市民と市の職員が直接会って話をしなくても、分かりやすく危険箇所を通報でき、かつ即時に進捗が確認できるシステムの構築費用として、昨年度の7月議会へ計上し、本年度3月にシステムが完了したところでございます。

新システムの運用開始は、7月20日頃を予定しておりまして、自治会長会への説明は4月に行いました。5月からは、隣接地区が双方うまくいくか確かめるために、賀露地区と湖山地区、2地区を対象に再検証を行っているところですが、現在のところ、問題点は発生しておりません。

本システムを利用する上での注意事項といたしましては、投稿していただく内容は、道路陥没や水路崩壊など、事故に直結する危険性が高い、緊急を要する事象についてのみに限らせて

いただきたいと思います。道路を例で挙げますと、道路拡幅、側溝の新設、カーブミラーの設置など、検討に時間を要する案件につきましては、今までどおり、地区要望により要望していただくということで変更はありません。よろしくお願いします。

システムの使い方については、現在ビデオで、動画を作成しております、各自治会へ配付する予定にしておりますし、また、自治会単位での出前説明会も考えており、議会に対しても説明会を考えています。よろしくお願いします。

3ページを御覧ください。当システムは、7月20日より使用できるよう、7月に入りましたら、ID・パスワードを各町内会・自治会及び市議会議員の方々にお渡しさせていただきます。投稿ソフトは、ちょうど一番左側にありますけど、ちょうど「みつけたろう」という名前をつけられていますけど、それにより、インフラの不具合を投稿していただければ、投稿内容がメールで、今こういう対応ですってというのが返信があります。画面としては、大体3種類あって、タイトルと事象、あとは写真を添付、近い場と遠い場みたいなんで、遠距離で、あとは、GPSをオンに、位置情報をオンにいただければ、位置が分かるというシステムとなっております。はい。

4ページを御覧ください。自分で投稿した案件につきましては、進捗や対応状況について確認をすることができますし、指定された地区、賀露地区だったら賀露地区みたいな、湖山だったら湖山とか、それぞれの地区のエリアの状況も同時に確認をすることができます、ここをちょっと投稿したいんだけどって思ったときに、事前に誰かが投稿してるっていうのも分かるようなシステムとなっております、確認もできるようなシステムとなっております。はい。

5ページを御覧ください。当システムは、危機管理課の所管する災害システムとも連動をしております、災害の情報が、逐一災害本部のほうに行くようになっております。

このシステムで、本市がより迅速な対応で安全が担保できるよう、議員の皆様におかれましても、本システムの利用をお願いします。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 はい。説明を受けました。

委員の皆様から質疑等がございましたら、順次御発言ください。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。

以上で、建設水道委員会を閉会いたします。

午前11時45分 閉会

令和3年6月鳥取市議会定例会 建設水道委員会

令和3年6月24日(木) 10:00～
本庁舎7階 第2委員会室

都市整備部 (10:00～)

1. 議案(質疑・討論・採決)

議案第79号 令和3年度鳥取市一般会計補正予算(第2号)【所管に属する部分】

議案第87号 鳥取市屋外広告物条例の一部改正について

2. 請願・陳情

＜陳情(新規)＞

令和3年陳情第5号 千代水第二地区地区計画区域内において複合型映画館(シネコン)が設置できるよう規制緩和することを求める陳情

3. その他

危険箇所(施設破損等)の通報システムについて